

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、湯沢市山田字中屋敷139番地雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区理事長大坂芳市から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（床舞地区特定管水路等特別対策事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年4月9日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所 羽後町農林課